

第4回

知財担当者が知っておきたい企業法務 企業担当者が知っておきたい知財法務

情報セキュリティと知的財産法

TMI総合法律事務所
弁護士 瀬戸 一希

第1. はじめに

近年、情報技術の発達に伴い、業務遂行の効率化・円滑化が図られている。しかし、その一方では、情報技術の発展による漏洩も深刻化しており、情報セキュリティの重要性が企業経営において高まり¹、法務分野としても存在感を増している。特に、大規模な容量のデータを個人で持ち出すことが容易に可能になったことで、深刻な事業上の影響を有する持ち出しが行われるリスク重大化してきた。情報漏洩の場面も多様であり、従業員が悪意を持って転職や副業のために持ち出す場合もあれば、意図しないセキュリティ上の問題として社内教育が十分に行われていないことで漏洩する場合もある。

こうした情報漏洩の場面において、営業秘密の漏洩が問題となるとき、実務上、その情報が営業秘密であるだけでなく、個人情報でもあることで、個人情報保護法上の対応が必要となる場面も散見される。

○ 担当者の疑問

当社は顧客名簿を重要な営業秘密として管理していますが、その情報を保存しているサーバに不審なアクセスが頻繁に行われていました。そこで社内調査を実施したところ、当社に申請せずに従業員が行っている、AIを用いた自分の副業に用いるために、当該従業員が、本来アクセス権がないにもかかわらず、アクセスをしていたことが明らかになりました。顧客の名簿には個人情報も含まれていると思いますが、どのような対応を見据えて、どのような準備をすることが必要なのでしょうか。

他方、漏洩した情報が知的財産に関係する情報である場合、情報漏洩に関するインシデント対応において、知的財産法上の考慮をすることが必要になる。秘密保持契約はもとより、共同研究

1 例えば、経済産業省＝独立行政法人 情報処理推進機構「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 3.0」(https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/guide_v3.0.pdf (2026年4月22日・最終閲覧)) (2023年)の公表は一例である。

開発契約やPoC（Proof of Concept）契約等の、他社の知的財産・機密情報を受領・共有するような契約において、秘密保持に関する契約条項が置かれることは多い。実際にそのような契約によって受領した情報が漏洩した場合にどのようなリスクが生じるのか、情報を提供した側からはどのような権利行使ができるのかという点は、これらの契約に関する交渉において、見通しを立てて、リスクを把握するために認識をする必要性が高い。

○ 法務担当者の疑問

当社Aは共同研究開発契約をB社との間で締結しました。契約中では、B社に対して、事前に通知をすれば、第三者への必要な業務の委託ができるとされています。共同研究開発の過程で必要となる当社側で行う情報解析には、特殊な技術が必要ということもあり、B社に通知をした上で、C社に作業を依頼していました。しかし、C社はその後、コンピュータウイルスの被害を受け、B社と本件の共同研究開発で共有していた情報が、C社経由で漏洩してしまいました。B社との間で弊社はどのようなリスクを負うのでしょうか。

以下では、情報セキュリティに関する問題が知的財産法と関連する場面として、個人情報であり営業秘密である情報の漏洩（第2）、共同研究開発契約のような他社との情報共有の場面での情報漏洩（第3）に関する法的問題や関連する裁判例を概観する。その上で、上記疑問点への対応上のポイントとなる点（第4）を簡単に説明したい。

第2. 個人情報の漏洩と営業秘密保護

1. 交錯が生じる場面

(1) 秘密管理性における交錯

営業秘密として管理をしている情報が、同時に個人情報保護法上の適切な管理が要求される情報にも該当する場合が存在することは、顧客に関する情報の取扱いにおける注意点として、しばしば指摘されてきた²。営業秘密保護においてしばしば参照される「営業秘密管理指針」においても、秘密管理の必要性がある情報として、不正競争防止法上の営業秘密とは別個に「法律により保有者に一定の管理が必要とされている情報」の例として個人情報が挙げられている³。しかしその一方で、個人情報に「秘密管理性が認められる可能性が高い」という言及をするように、営業秘密であると同時に、個人情報にも該当し得る情報が存在する場面を念頭に置いていると解される記述も存在する⁴。企業の情報管理においても、個人情報と営業秘密について、調整が必要な保護としつつも、顧客情報については保護規程の策定の難しさも指摘されてきた⁵。

個人情報保護法上、個人データについては、漏洩等の防止のための安全管理措置や、漏洩時の

2 外川英明「裁判例等から見たノウハウ・営業秘密の法的保護」パテントVol.76, 別冊No.29, 3頁(2023年)。

3 経済産業省「営業秘密管理指針」(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/r7ts.pdf> (2026年4月20日・最終閲覧)) 2頁(2025年)。

4 経済産業省・前掲注3) 11頁。

5 独立行政法人情報処理推進機構「企業における営業秘密管理に関する実態調査 2020調査実施報告書」(<https://www.ipa.go.jp/security/reports/economics/ts-kanri/hjuojm0000007k0o-att/TradeSecret2020.pdf> (2026年4月21日・最終閲覧)) 92頁(2021年)。